

- ⑤ 本省理財局では、平成 29 年 7 月、理財局長が交代するなどの定期人事異動があったが、新たに転入してきた幹部職員に対しては、決裁文書の改ざんについては説明されなかった。

Ⅵ. 一連の問題行為の総括

(1) 一連の問題行為の目的等

- ① 応接録の廃棄や決裁文書の改ざんは、国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることが、主たる目的であったと認められる。その背景として、国会对応を担当する本省理財局において、森友学園案件を担当する近畿財務局の各種文書の状況を十分把握しきれておらず、それらを精査する時間的余裕がなかったことも影響していたものと考えられる。
- ② 政治家関係者からの照会状況や森友学園との交渉状況に関する応接録は「1 年未満保存」の文書であり、当時の「財務省行政文書管理規則」に則り、保存期間が終了した応接録は廃棄することとされていたが、実際には廃棄されず残されているものがあった。国会議員からの確認等を受けて、本来は、応接録の存否を確認した上で、残っている応接録があるならば求めに応じて提出し、その場合に生じ得た 1 つ 1 つの質問に対して丁寧に答弁していくべきであったし、そうすることは不可能ではなかったと考えられる。しかしながら、本省理財局の

局長は応接録の存否を確認せず、他の幹部職員も国会審議が相当程度紛糾することを懸念して、保存期間終了後の応接録は廃棄している旨を説明するにとどめることを志向したものと認められる。しかしながら、そうした幹部職員の考えを踏まえて廃棄が徹底されたわけではなく、特にサーバ上には応接録が多く残されていたことが実態だったと認められる。

③ 決裁文書については、本省理財局の局長以下の幹部職員としては、それぞれの決裁文書の作成目的に照らして必要な記載は残すことを前提としつつ、

- ・ 政治家関係者からの照会状況に関する記載など、決裁の内容には直接の関係がなく、むしろ国会審議で厳しい質問を受けることとなりかねない記載は、含めないこと、
- ・ 本省との調整状況に関する記載や了解を得た旨の記載は、単に本省理財局の国有財産審理室など担当部局とのやりとりを記載しているだけであるにもかかわらず、様々な憶測を招きかねないことから、極力含めないこと、
- ・ 国土交通省大阪航空局の対応状況に関する記載は、地下埋設物等の撤去のための予算確保の調整状況への関心を引き起こし、新たな質問の材料となりかねないことから、極力含めないこと、
- ・ 森友学園から国に対する損害賠償の可能性に関する検討経緯に関する記載や、標準書式との差異³⁴に関する記載は、森友学園を優遇していたのではないかと誤解され、その理

³⁴ 本省理財局通達「国有地の社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」（平成 23 年 3 月 31 日財理第 1539 号）において、未利用国有地について公的用途に供するために定期借地権を設定して貸付けを行う場合の契約の標準書式が定められている。森友学園案件における貸付契約においては、当該標準書式では対応できない内容があったことから条項の追加・修正を行っており、そうした差異の内容が、元々の「文書 1（貸付決議①）」に盛り込まれていた。

政治家関係者からの照会状況に関する記載がある旨の問題提起があり、両者から理財局長に対して速やかに報告された。理財局長は、当該文書の位置づけ等を十分に把握しないまま、そうした記載のある文書を外に出すべきではなく、最低限の記載とすべきであると反応した。理財局長からはそれ以上具体的な指示はなかったものの、総務課長及び国有財産審理室長としては、理財局長の上記反応を受けて、将来的に当該決裁文書の公表を求められる場合に備えて、記載を直す必要があると認識した。こうした認識は、国有財産企画課長にも共有された。

- ③ その上で、「文書 5（特例承認）」については、平成 29 年 2 月 26 日（日）に、本省理財局の国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員が、国有財産企画課長にも報告の上で、政治家関係者からの照会状況等が記載された経緯部分を削除するなどの具体的な作業を行った。

- ④ 近畿財務局が作成した「文書 4（特例申請）」については、後述するとおり、近畿財務局において若干の書き換え作業に着手していたが、平成 29 年 2 月 26 日（日）、本省理財局から近畿財務局の管財部職員に出勤を要請した上で、国有財産審理室の職員から、上記「文書 5（特例承認）」と同様の書き換えを行うよう具体的に指示をした。近畿財務局においては、管財部次長及び統括国有財産管理官以下の職員が、指示通りの作業を行った。

- ⑤ 本省理財局が作成した「文書 5（特例承認）」は、上記のと

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月14日(火) 8:30~8:45
○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☒架電・☐受電・☐その他
○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長
○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地: 8,770.43㎡ (大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

当 方) お早うございます。朝早くから恐縮です。今朝の朝日新聞の掲載内容について再度確認させていただきたい。

相手方) どんな内容か。

当 方) 「実際の撤去費相当額について理事長が1億円くらいと話している」と記事になっているが、事実関係を再度確認したい。

相手方) 「一億くらいはかかっているかな〜、しかし、詳細は不明でわからない」と話していると思う。ましてや、そんな金額では到底足りないと思っている。

当 方) ここは重要な話ですのでもう少し詳しく確認させていただきたい。

相手方) 他のマスコミには昨日2億や3億はかかっている、処分費のみならず、その他の経費(建設工事に含まれて見えない人件費や諸経費)を考慮すると、相当な金額がかかっていると思う。もちろん将来的な対応まで考慮すると8億で足りるかとも思っているくらいだ。

当 方) 了解しました。では、昨日の朝日の記事は事実誤認であると、当局としては理解していいということですね。

相手方) そのとおりでよい。

当 方) また、昨日も申し上げたが、財務省としては今後、国会等での質問も予想され、それに伴う質問が行われると思う。その際、国において森友学園が地下埋設物除去費用として実際に要した費用を確認せよと質問されると思うが、その点に関しては、昨日も確認させていただいたとおり、森友学園としては、詳細な金額はわからないし、具体的な金額も国に報告はできない、ということで回答してよいか。

相手方) そういうことである。

当 方) 本件について、議員レク等に際し、そのように回答して問題ないか。

相手方) 問題ない。

当 方) あわせて朝日新聞に掲載されている「要した経費1億円」の記事についても、森友学園に確認したところ、事実ではなく、詳細は不明で答えられないものの、実際にそのような金額ではできないし、相当な金額を要していると確認していると回答してよいか。

相手方) 問題ない。

当 方) この点は重要です。記者対応時の答ぶりがかたくなると明確ではなかったかもしれないが、今後の取材に対しては、きっちり本件は事実誤認である旨伝えていただく必要があると思うし、不明確な金額はお答えにならない方がいいのではないかと思います。理事長にもおそらくは正確な金額はわからないのではないかと思いますし、他のマスコミに対応されているように、相当な金額がかかっているということが事実であるならばでいいのではないかと思います。

相手方) 了解した。